

契約規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社東京スタジアム（以下「会社」という。）の契約に関する事務の基本的事項を定め、適正な業務運営及び経営の効率化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 契約

会社が発注者として締結する契約

(2) 競争契約

契約相手方となりうる者が複数いる競争性を確保した契約

(3) 独占契約

特許、著作権等の関係により、契約相手方が唯一の契約

(4) 緊急契約

緊急の必要性により競争契約を行う暇がなく、一者とのみ契約手続を行う契約

(5) 少額契約

契約金額が少額なため、一者とのみ契約手続を行う契約

(6) 特定契約

適切な契約相手方が特定の一者しかいない契約など、(2) から (5) のいずれにも該当しない契約

(7) 契約担当者

会社から契約に関する事務の権限を委任された者

(契約の方法)

第3条 会社の締結する契約は、競争契約、独占契約、緊急契約、少額契約又は特定契約のいずれかの方法によるものとする。

(予定価格の作成)

第4条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、当該契約に係る予定価格を設定するものとする。ただし、契約の内容が軽易なものであるとき、又は契約の性質上、予定価格の作成を要しないと認められるときは、この限りでない。

2 予定価格は秘密とし、契約相手方の決定後といえども、これを公表してはならない。

(契約書)

第5条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し、必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約等については、契約書の作成を省略することができる。

(監督)

第6条 契約が締結されたときは、契約の履行を確保するため、その履行の状況を監督しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が特に監督を要しないものと認められるものについては、この限りでない。

(検査)

第7条 契約相手方が契約の履行を完了したとき、又は契約の履行中において特に必要があるときは、その履行の結果を検査しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が特に検査を要しないものと認められるものについては、この限りでない。

(重要契約更改の際の取扱)

第8条 会社経営に重要な役割を果たす契約として会社が特に指定した契約の契約更改に際しては、別に定める委員会の審査を経るものとする。

(その他)

第9条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。